□ ㈱中田組SDGs推進会議

1. 基本方針

2015年9月に、150ヵ国を超える世界のリーダーが参加して開かれた「国連持続可能な開発サミット」のなかで、2015年から2030年までの長期的な開発の指針として「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指した「17の目標」と「169のターゲット」で構成されたSDG s が示されました。

当社としても、この趣旨を尊重し、地球上に存在するあらゆる資源を大切にし、今ある全ての環境を最大限守りながら、本来あるべき緑豊かな地球環境をとりもどすとともに、人々がこれからの社会で生きがいをもって生活でき、自然と共生できる社会を創りあげるために、建設業としての身近な課題を探索し、その一つ一つについて解決方法を考え実践して行くことで、SDG s の目標を達成するために「㈱中田組 S D G s 推進会議」を設置します。

2. 「㈱中田組SDG s 推進会議設置要綱」

1 目的

世界が目指すSDG s の目標達成に向け、総合建設業として社会における自社の役割を果たすことを目的として㈱中田組SDG s 推進会議(以下、「会議」という。)を設置する

2 所掌事務

会議の所掌事項は次のとおりとする

- (1) 自社の掲げるSDG s の策定、実施状況の把握及び見直しに関すること
- (2) 社員に対するSDG s の周知と自社取組への協力推進
- (3) その他、関係機関からの問い合わせに関すること

3 構成

- (1) 会議は、表1の委員により構成する
- 4 座長及び副座長
- (1) 会議に座長を置き座長は社長が指名する
- (2) 座長は会議を代表し議事その他会務を総理する
- (3) 座長の指名により副座長を置くことができる
- (4) 副座長は座長を補佐し座長に事故がある時はその職務を代理し座長がかけた時はその職務を行う

4 会議

- (1) 会議は座長が招集する
- (2) 会議は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない
- 5 その他
- (1) 会議において必要がある時は委員以外の関係者の出席を求め説明又は意見を聴くことができる
- (2) 本会議のあり方については毎年度検討を加えその結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする
- 6 補則

この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める

附 則

この要綱は、令和4年8月10日から施行する。

表 1 ㈱中田組SDGs推進会議 組織表

		役職:氏名		備	考
1	座長	副社長			
2	副座長	専 務			
3	委 員	総務部長			
4	11	工事部長			
5	11	業務安全推進部長			
6	事務局	常務			
7	11	総務係長			